

平成 30 年度福岡市障がい福祉サービス事業者等説明会

○障がい福祉サービス費等支払いに
かかる審査について

○平成 30 年度の指導方針について

○指定障がい福祉サービス事業所の
不正に対する処分について

福岡市障がい者在宅支援課

平成 30 年 6 月

目 次

1 障がい福祉サービス費等にかかる審査について

- (1) 障がい福祉サービス費等支払にかかる判定レベルについて 1
- (2) 国保連合会による返戻 2
- (3) 市町村審査による返戻 5
- (4) 過誤申立について 9
- (5) 警告からエラーへの一覧表 12
- (6) 市町村返戻一覧表 22

2 平成 30 年度の指導方針について

- (1) 集団指導 24
- (2) 実地指導 24
- (3) 平成 29 年度実地指導（在宅系サービス，短期入所，特定相談支援事業所分） 25
- (4) 平成 30 年度実地指導について（在宅系サービス，短期入所，特定相談支援事業所分） 28

3 指定障がい福祉サービス事業所の不正に対する処分について

- (1) 処分等の内容 29
- (2) 具体的な処分事例 30
- (3) 障害者総合支援法に基づく行政処分について 32

1 障がい福祉サービス費等支払いにかかる審査について

ここでは、障がい福祉サービス費等支払いにかかる審査支払事務についてご説明します。審査支払事務については、平成30年度の改正障害者総合支援法に基づき、国保連審査の内容の充実等の見直しが行われております。変更の概要については、平成30年3月19日、20日に開催しました「平成29年度第2回障がい福祉サービス事業者等説明会」にて説明しておりますので、そちらで再度ご確認ください。

本日は、新たな判定レベルごとの対応について、国保連合会で返戻となる場合と市町村審査で返戻となる場合に分けてご説明します。

(1) 障がい福祉サービス費等支払にかかる判定レベルについて

請求の返戻には国保連合会で返戻になる場合と、市町村審査で返戻になる場合があります。

平成30年度から平成32年度の3か年をかけて、警告からエラーへの移行、新規点検項目の追加等が行われます。平成30年度の警告からエラーへの移行は、平成30年10月サービス提供分から実施されますので、平成30年5月受付分（4月サービス提供分）～10月受付分（9月サービス提供分）までの一次審査処理結果票の内容については、これまで以上にご確認いただき、エラー、★警告（エラー移行分）の発生原因を解消してください。

判定レベル		事業所への支払対象	連合会より月末に送付 の 記載対象帳票	備考
① エラー		×(国保連返戻)	返戻等一覧表	従前と同じ
警告	②平成30年11月請求分(平成30年10月サービス提供分)より「エラー」に移行する「警告」	△※ (ただし、平成30年11月請求分(平成30年10月サービス提供分)より×)	一次審査処理結果票のエラー内容記載欄の1文字目に「★」を表示	新規追加
	③上記以外の警告	△※	一次審査処理結果票のエラー内容記載欄の1文字目に「※」を表示	従前と同じ
④警告(重度)		△※	一次審査処理結果票のエラー内容記載欄の1文字目に「▲」を表示	新規追加
⑤正常		○	—	従前と同じ

※△は、国保連合会では支払い対象だが、市町村審査で返戻可否を判断する。

(2) 国保連合会による返戻

国保連合会の行う一次審査で①の返戻可否が決定します。

①エラー（国保連返戻）

主に、受給者台帳と請求コードの関連で発生するエラー、事業者台帳と請求コードの関連で発生するエラーがあります。

<受給者台帳関連の例>

エラーコード	内部コード	解説
EG02	資格:受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の認定情報が登録されていません	※1. 受給者番号
EG20	資格:受給者台帳で受給資格を喪失している受給者です	
EG03	資格:受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の支給決定情報が登録されていません	※2. 支給決定内容
EG13	資格:受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の支給決定情報が登録されていません	
EG17	資格:上限額管理対象外の受給者です	※3.上限管理 事業所
EG09	資格:受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の利用者負担上限額管理情報が登録されていません	
EG05	資格:請求情報の上限額管理事業所番号が受給者台帳の「利用者負担上限額情報・上限額管理事業所番号」と一致していません	
EG41	資格:受給者台帳の食事提供加算情報の「食事提供加算対象者有無」が「無し」のため、食事提供加算は算定できません	※4.食事提供 加算と補足 給付
EG42	資格:食事提供加算適用有効期間外のため、食事提供加算は算定できません	
EG51	資格:受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の補足給付情報が登録されていません	

※1 受給者番号

一人のサービス利用者が障がい福祉サービスと地域生活支援を併給している場合、それぞれに異なる受給者番号を持ちます。

- 地域生活支援の受給者番号で障がい福祉サービス費を請求するとエラーになります。
障がいサービスの受給者番号で地域生活支援の請求をするとエラーになります。
障がい福祉サービスの受給者番号 … 上2桁が11（障がい児は12）
地域生活支援の受給者番号 … 上2桁が31（障がい児は32）
※障がい児が18歳に到達すると障がい者の受給者番号に変わります。

- 同様に同一事業所が障がい福祉サービスと地域生活支援を行っている場合、それぞれ

異なる事業所番号を持ちます。

障がい福祉サービスの事業所 … 上3桁が401, 402, 403, 404

地域生活支援の事業所番号 … 上3桁が406

受給者番号と事業所番号の組み合わせに注意してください。

※2 支給決定内容

- 受給者証2ページの支給決定内容で確認してください。年度の途中で支給量が変更になることもありますので7ページの「支給量変更記載欄」も毎月必ず確認してください。利用者の方が区役所から送られる通知書のシールを張り忘れられている場合もありますので、口頭での確認もお願いします。
- 障がい福祉サービスの請求サービスコード誤りで、基本報酬のサービスコードと決定サービスコードに齟齬がある場合に発生します。

(例)

- ① 通院介助:「身体介護を伴う場合(113000)」と「身体介護を伴わない場合(114000)」
- ② 同行援護:「身体介護を伴う場合(151000)」,「身体介護を伴わない場合(152000)」
「基本決定(153000)」(H30.4.1以降)
- ③ 短期入所等:「障がい者」と「障がい児」での請求コードの違いの誤り
- ④ 移動支援:「身体型(013000)」と「非身体型(017000)」
- ⑤ 日中一時支援:「障がい者」と「障がい児」での請求コードの違いの誤り
「単価区分」の誤りでの請求コードの違いの誤り

※3 上限額管理事業所

障がい福祉サービスの利用者負担については、利用者の負担の軽減を図るため、利用者の状況に応じて負担上限月額を設けています。利用者は負担上限月額を越えて利用者負担を支払う必要はありません。このため利用者が複数の事業所からサービス提供を受けた場合、上限額管理(利用者負担上限月額=0(ゼロ)の利用者を除く)が必要となります。

- ① 上限額管理事業所と認定されるには、利用者の区への申請が必要です。遡っての申請はできません。上限額管理届けは区へ提出してください。
- ② 所得区分は変更になることがあります。利用者負担上限月額=0(ゼロ)になった利用者は上限額管理が無しになります。
- ③ 上限額管理事業所のみがサービスを行った月は、上限額管理加算を請求できません。請求明細書の上限額管理欄は空白にし、上限額管理結果票は送付しません。

※ 兄弟児の2人の上限額管理を行った場合で上限額管理事業所のみがサービスを行っている場合も、上限額管理加算については請求できませんが、上限額管理結果票は福岡市障がい者在宅支援課に送付する必要がありますので注意してください。

※4 食事提供体制加算と補足給付費

どちらにも一定の要件があります。また、同一期間にこの二つが付くことはありません。途中で施設を入所・退所した場合などは、特に注意して下さい。

<事業者台帳関連の例>

エラーコード	内部コード	解説
EE24	受付:「単位数単価」が事業所台帳の登録内容に基づく値と一致していません	地域区分の誤り
EE20	受付:「地域区分」が事業所台帳の登録内容と一致していません	
PS93	受付:事業所台帳の「食事提供体制加算の有無」が「無し」のため、食事提供加算は算定できません	加算の誤り
PA05	受付:事業所台帳の「食事提供体制加算の有無」が「無し」のため、食事提供加算は算定できません	
PA76	受付:事業所台帳の「就労支援関係研修修了加算の有無」が「無し」のため、就労支援関係研修修了加算は算定できません	
PA68	受付:事業所台帳の「特定事業所加算区分」、または「相談支援特定事業所加算の有無」の登録内容に該当する請求ではありません	

※ 事業所台帳関連のエラーは、国保連の事業所台帳の誤り又は請求明細に誤りがある場合に発生します。エラーの原因が「請求誤り」にある場合は、該当する事業所に福岡市から連絡し、請求の差し替えの有無を確認します。

※ 平成30年5月から、エラーの発生原因を特定しやすくするため、国保連合会に登録されている事業所台帳情報（自身の事業所台帳情報のみ）を電子請求受付システム（事業所向けのインターネットのサイト）から参照できるようになっています。請求誤りを避けるため、また台帳誤りを早期に是正するために、ご確認をお願いします。

(3) 市町村審査による返戻

下記の②③④について、福岡市が2次審査を行い、返戻可否を判定します。

「返戻等一覧表」には、「SH05：市町村審査により返戻」と記載されます。平成30年5月受付分からの変更点としては、「返戻等一覧表」に返戻理由を詳細に記載することが可能となりましたので、5月受付分から一部記載しております。返戻理由を問い合わせの際は、「返戻等一覧表」の返戻理由、「一次審査結果票」の警告内容等をご確認の上、お問い合わせ下さい。

② エラー移行予定の警告（平成30年10月受付までは市町村審査対象、平成30年11月受付から国保連返戻）

P12～P21に、「第一段階（平成30年11月予定）の移行対象エラーコード一覧」を掲載しています。一次審査処理結果票のエラー内容記載欄の1文字目に「★」がついたものとなります。エラー移行前までに、★警告の発生原因を特定し、解消しておく必要があります。

◆ 主な注意点

●日付に関するエラーコード（EL03, EL04, EL05 など）

従来からある警告コードですが、福岡市は、市町村審査で返戻してこなかった警告で、5, 6月請求については請求をとおしています。7月請求分からは、市町村審査で返戻していきますので、不整合を解消しておいてください。

主な内容は、サービスの開始年月日・終了年月日とサービス提供月日の不整合、契約開始年月日・終了年月日とサービス提供月日の不整合などです。基本的には、開始年月日を設定していれば、終了年月日は空欄でも問題ありません。

特に、これまで契約情報の提出が任意であった通所系サービスについては、提出が必須となりましたので、ご注意下さい。

●審査内容の拡充等に伴い新たに追加されたエラーコードでかつ移行対象エラーとなるもの。

これまでは、点検されてこなかったもので、かつ、10月以降エラーとなるものです。

主な内容は、次の2点。

・基準該当事業所の報酬に対する算定要件のチェック（EF27, PB74 など）

加算によっては算定できないものがあるため、算定可否をチェックするものです。（送迎加算など）

・請求明細書とサービス提供実績記録票の回数の整合性チェックの強化（EK53, EK55 など）

加算の算定回数と当該月の日数の整合性、基本報酬と加算の算定回数の整合性、加算間の算定回数の整合性をチェックするものです。

基本報酬の算定回数と加算の算定回数に矛盾がある場合や、回数に矛盾がない場合でも、基本報酬と加算の組み合わせの不整合等がある場合は、このエラーコードが出るため、

事業所台帳の内容、支給決定の内容から、算定できる報酬であるか、加算であるかの確認を十分に行ってください。

③ 警告（重度）（市町村審査対象）

平成30年度から、新たに警告のうち、市町村により重点的に審査すべき警告とされたものです。一次審査処理結果票のエラー内容記載欄の1文字目に「▲」がついたものとなります。

◆ 主な注意点

●従来からある警告のうち、警告（重度）とされた主なもの

- ・初回加算を算定する場合、サービス開始年月日の年月がサービス提供年月と同月でない場合
- ・請求情報の利用者負担上限月額が受給者台帳の「利用者負担上限月額」と一致していない場合

●審査内容の拡充により新たに追加された警告

・同1日・同1利用時間帯の重複サービス利用チェック

これまで、福岡市が一部追加審査で実施してきた内容と同じです。福岡市の返戻基準は大きく変わりません。

これまでどおり、市町村審査期間中に重複している両事業所にファックスにて事実確認の依頼を行い、誤っている請求については、市町村審査で返戻します。

・上限額管理対象外受給者の利用者負担額のチェック（PQ20）

上限管理対象外の受給者に対して、複数事業所を利用している場合、利用者負担上限額を超えていないことをチェックします。利用者から徴収する負担額の増減にかかわるため、市町村審査及びその後の再請求については、下記の手順にて行うこととします。

（対応方法）

この警告が出た場合は、全事業所の明細を一度返戻します。

↓

当該受給者については、直ちに上限額管理事務依頼書の届出を区役所に行い、上限管理事業所を決定して下さい。

↓

返戻された明細書の再請求の方法については、必ず、下記までお問い合わせください。連絡なしに再請求された場合は、再度返戻となります。

連絡先：保健福祉局障がい者在宅支援課 適正化担当 711-4248

④ 警告（市町村審査対象）

一次審査処理結果票のエラー内容記載欄の1文字目に「※」がついたものとなります。

◆市町村審査で返戻となる主な警告等

P. 22～23 の一覧表のとおり

● 上限額管理結果票と請求明細書の不一致による返戻について

以下の各項目は各事業所の請求明細書と上限額管理結果票とで一致していなくてはなりません。

各事業所の請求明細書		上限額管理結果票
上限額管理事業所	=	管理事業所
管理結果	=	利用者負担上限額管理結果
管理結果額	=	管理結果後利用者負担額
総費用額	=	総費用額
上限月額調整（①、②の少ない方）	=	利用者負担額
決定後利用者負担額	=	管理結果後利用者負担額

- ※ 各項目の不一致で返戻になった場合、該当サービス事業所と上限額管理事業所が返戻になります。利用者負担額が変更になると思われる場合は、全事業所に返戻します。請求明細書と上限額管理結果票を正しく修正して、再請求してください。
- ※ 上限額管理結果票に存在しない事業所の明細書がある場合は、当該受給者に係る全ての明細を返戻します。翌月に上限管理から漏れていた事業所も含めて、再度上限管理をやり直し、請求して下さい。
- ※ 請求が通った後に上限額管理を行っている利用者の請求内容に修正が生じた場合、上限額管理事業所は自事業所の請求に変更がなくとも上限額管理結果票を送付する必要があります。詳細については、次の「(2) 過誤申立について」をご覧ください。

⑤福岡市の追加審査について

●実績記録票と請求明細の突合による請求金額チェック

訪問系サービスで実績記録票から算定した単位数と明細書の請求単位数の差が大きいものに対しては、市町村審査で返戻します。一部、国保連警告の内容に含まれるようになりましたが、主に、「20分未満のサービス提供時間の切り捨て(家事援助除く)」、「同一サービス類型でサービス提供間隔が2時間未満の場合は、前後のサービスと合わせて1回と算定すること(重度訪問介護・行動援護除く)」、「重度訪問介護の算定時間」についての間違いが多数散見されています。

居宅系サービスの時間数の算定については、第3部資料「障がい者総合支援法(障が

い福祉サービス（在宅系サービス）・地域生活支援事業）に関するサービス内容等について」に記載しておりますので、間違いのない請求を行ってください。なお、第3部の説明資料にも記載があるとおり、実際の提供時間どおりに入力すると正しく算定されないケースがありますので、注意して下さい。

●同一受給者へのサービスの重複提供チェック

市町村審査期間中に重複している両事業所にファックスにて事実確認の依頼を行い、誤っている請求については、市町村審査で返戻します。

同一受給者へのサービスの重複は、期日や時間の入力を正確に行っていないために、数多く発生しています。市では、どちらの事業所が間違えているか判別がつかないため、重複先の事業所にも書類の確認や提出をお願いすることになりますので、サービス提供日、サービス開始時間や終了時間の入力は正確に行ってください。

特に、日中活動系事業所の報酬は提供時間ではなく回数により算定されるため、実績記録票のサービス提供時間が実際の提供時間と異なっているケースが散見されます。そのため、生活介護から帰宅後の居宅介護サービスなどのケースにおいて多数の重複提供が抽出されますので、実際の提供時間の記載の徹底をお願いします。

※ 平成30年4月から、実績記録票の様式変更も行われています。

実績記録票の変更点、実績記録票の具体的な記載方法については下記のサイトも参考にしてください。

厚労省：報酬算定構造・サービスコード表等 平成30年4月施行分

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000174644.html>

※ 平成30年4月から、障害福祉サービス・障害児支援サービス提供事業所対象の「請求事務ハンドブック」が国民健康保険中央会のホームページから入手できます。

<https://www.kokuho.or.jp/concern/lib/seikyujimuhandbook.pdf>

(4) 過誤申立について

① 過誤申立が必要な場合

- ◆ 請求が審査を通りサービス費の支払いが済んでいる請求について、請求をやり直す場合に行います。
- ◆ 国保連返戻で「基本情報が重複しています」というエラーは、過誤申立をせずに再請求を行ったことを示しています。このエラーで返戻になった場合、過誤申立をしてください。なお、「基本情報が重複しています」以外のエラーで返戻となった請求はまだ審査を通過していませんので、過誤申立は必要ありません。エラー箇所を修正して再請求してください。

② 過誤申立書の提出先及び期限

◆ 過誤申立書の提出先

サービス種別	提出先
居宅介護，重度訪問介護，同行援護，行動援護，重度障害者等包括支援，短期入所，計画相談支援，地域移行支援，地域定着支援，自立生活援助，移動支援，日中一時支援	福岡市保健福祉局障がい者在宅支援課 〒810-8621 中央区天神 1-8-1
療養介護，生活介護，施設入所支援，共同生活援助，自立訓練（機能訓練・生活訓練），就労移行支援，就労継続支援（A型・B型），就労定着支援	福岡市保健福祉局障がい者施設支援課 住所は，同上

◆ 過誤申立書の提出期限

毎月請求の**前月末**までに福岡市役所に郵送してください。（12月に再請求する場合は11月中に過誤申立する）。

※ 申立件数が多い時は分割していただくようお願いします。なお、福岡市からの特別な指示が無い限り、過誤申立書に実績記録票の添付は不要です。

※ 過誤対象の金額が大きい場合、請求金額より過誤で返還する金額のほうが上回り、事務処理期限を過ぎた後に、過誤を取り下げたい旨のご相談がある場合があります。過誤申立てをされる際は、翌月請求金額と過誤で返金する金額について、事前にご確認いただきますようお願いいたします。

③ 過誤申立書の様式番号と申立事由

事業所番号 の頭3桁	様式 番号	明細書の種類	申立 事由
401	10	介護給付費・訓練等給付費等明細書(様式第二)	02
402	11	介護給付費・訓練等給付費等明細書(様式第三)	02
403	12	地域相談支援給付費明細書(様式第五)	02
	20	サービス利用作成費請求書(様式第四)	02
	21	計画相談支援給付費請求書(様式第四)	02
404	30	特例介護給付費・特例訓練等給付費等明細書(様式第六)	02
	31	特例計画相談支援給付費請求書(様式第十)	02
406	50	地域生活支援事業所明細書	02

※過誤申立書のダウンロード

福岡市のホームページの「[福岡市ホーム](#) > 中の[健康・医療・福祉](#) > 中の[福祉・障がい者](#) > 中の[福祉事業者に関すること](#) > 中の[事業者向けの情報\(障がい福祉サービス, 地域生活支援事業等\)](#) > から4 様式」の中に、様式と記載例を掲載していますので、ご活用ください。

なお、国保連合会の簡易請求システムからもダウンロードできます。電子受付システムにログインし、「[お知らせ・・・2012.05.23](#)」をクリックして、ダウンロードしてください。

④ 上限管理のある利用者の過誤申立の注意事項

A事業所とB事業所からサービス提供を受けている利用者がいるとします。A事業所が上限額管理事業所であると仮定した場合

例1) A事業所に総費用額の変更が生じたが、利用者負担額に変更はない

- A事業所は過誤申立を行い、正しい内容に変更した請求明細書等と上限額管理結果票を送付して再請求を行う。
- B事業所は処理の必要無し。

例2) B事業所に総費用額の変更が生じたが、利用者負担額に変更はない

- B事業所は過誤申立を行い、正しい内容の請求明細書等を送付して再請求を行う。
- A事業所は上限額管理結果票のB事業所に関する項目を変更し、情報作成区分「修正」で上限額管理結果票のみを送付する。

例3) A事業所に総費用額の変更が生じ、利用者負担額にも変更が生じた (B事業所の利

用者負担額が変更になった)

- A事業所は過誤申立を行い、正しい内容の請求明細書等と上限額管理結果票を送付して再請求を行う。
- B事業所は過誤申立を行い、正しい内容の請求明細書等を送付して再請求を行う。

※ 兄弟児の上限管理を行っているケースで、総費用の変更に伴う過誤申立てを行う場合も、上限額管理結果票の修正及び修正版の障がい者在宅支援課への提出が必要です。

※ 利用者負担額の変更が生じた場合は、利用者に対する利用者負担額の差額の徴収または返金も必ず行って下さい。

⑤ 再請求

請求明細書に実績記録票を添付して送付します。国保連合会は受付月の通常の請求金額と過誤の金額を相殺して支払を行います。

3. 警告からエラーへの移行について

(3) 第一段階(平成30年11月予定)の移行対象エラーコード一覧

○ 第一段階(平成30年11月予定)の移行対象エラーコードは、以下のとおり。

※エラーコードのメッセージについても見直しを行うため、一覧上は現行のメッセージと見直し後のメッセージを併記している。(チェック要件を細分化した新規エラーコードの「メッセージ(現行)」列には、細分化前のエラーコードのメッセージを記載)

No	エラーコード	メッセージ(現行)	メッセージ(見直し後)
1	EE31	※受付:明細情報に一致するサービス種類が日数情報に存在なし	★受付:明細情報の「サービスコード」に該当する「サービス種類」が日数情報に存在していません
2	EE34	※受付:利用日数管理票・原則日数総和が各月原則日数の合計超過	★受付:請求明細書の利用日数管理票の「原則日数の総和」が「対象期間(開始)」から「対象期間(終了)」の原則日数の合計を超えています
3	EE35	※受付:モニタリング日が記載されていません	★受付:モニタリング日が設定されていません
4	EF21	※受付:集中支援加算と退院・退所月加算は併給できません	★受付:集中支援加算と退院・退所月加算は同一月に算定できません
5	EJ28	※受付:上限額管理事業所の項番が1になっていません	★受付:上限額管理結果票の項番1に上限額管理事業所以外が設定されています(相談支援事業所を除く)
6	EJ29	※受付:日数情報の利用日数がサービス利用日数を超過しています	★受付:日数情報の「サービス開始日等・利用日数」が請求額集計欄の「サービス利用日数」の合計を超えています
7	EL03	※受付:サービス開始年月日がサービス提供年月より以降です	★受付:請求明細書の「開始年月日」に「サービス提供年月」以降の年月が設定されています
8	EL04	※受付:サービス終了年月日とサービス提供年月の関係が不正です	★受付:請求明細書の「終了年月日」に「サービス提供年月」以前、または以降の年月が設定されています
9	EL05	※受付:契約開始年月日がサービス提供年月より以降です	★受付:請求明細書の「契約開始年月日」に「サービス提供年月」以降の年月が設定されています
10	EL07	※受付:開始年月日と終了年月日の関係に誤りがあります	★受付:請求明細書の「開始年月日」以降の年月日「終了年月日」に「終了年月日」以降の年月日「終了年月日」に「終了年月日」に「終了年月日」が設定されています
11	EL09	※受付:モニタリング日の年月がサービス提供年月と一致しません	★受付:相談支援給付費請求書の「モニタリング日」が「サービス提供年月」と一致していません
12	EL10	※受付:当月の利用日数が当該月の日数を超えています	★受付:請求明細書の「利用日数」が当該月の日数を超えています
13	EL12	※受付:日数合計が当該月の日数を超えています	★受付:請求明細書の「利用日数」「入院日数」「外泊日数」を合計した日数が当該月の日数を超えています
14	EL19	※受付:利用日数特例の期間が3ヶ月以上1年以内ではありません	★受付:請求明細書の利用日数管理票の「対象期間(開始)」から「対象期間(終了)」の期間が3ヶ月以上1年以内ではありません
15	EL22	※受付:地域移行加算の退所後算定日が正しい日付ではありません	★受付:地域移行加算の「退所後算定日(年月日)」が「退所日(年月日)」以前、または30日を超えた日付となっています

※エラーへ移行したタイミングで文頭の「★」を除いたメッセージとなる(次ページ以降も同様の整理)

3. 警告からエラーへの移行について

No	エラーコード	メッセージ(現行)	メッセージ(見直し後)
16	EL23	※受付:入院日数が当該月の日数を超過しています	★受付:「入院日数」が当該月の日数を超過しています
17	EL24	※受付:外泊日数が当該月の日数を超過しています	★受付:「外泊日数」が当該月の日数を超過しています
18	EL54	※受付:退所日がサービス提供年月の翌月以降です	★受付:実績記録票の「退所日(年月日)」に「サービス提供年月」の翌月以降の年月が設定されています
19	EL56	※受付:サービス提供年月が利用日数の特例対象期間外です	★受付:請求明細書の「サービス提供年月」が利用日数管理票の対象期間外です
20	EL58	※受付:退所後算定日と退所日の関係に誤りがあります	★受付:実績記録票の「退所後算定日(年月日)」が設定されている場合、「退所日(年月日)」の設定が必要です
21	EL72	※受付:自立生活支援加算の退居後算定日が正しい日付ではありません	★受付:実績記録票の自立生活支援加算の「退居後算定日」が「退居日」より過去、または30日を超えた日付となっています
22	EL75	※受付:退居日がサービス提供年月の翌月以降です	★受付:実績記録票の自立生活支援加算の「退居日」が「サービス提供年月」の翌月以降です
23	EL76	※受付:退居後算定日と退居日の関係に誤りがあります	★受付:実績記録票の自立生活支援加算の「退居後算定日」が設定されている場合、「退居日」の設定が必要です
24	PA30	※受付:生活訓練利用期間に応じた請求ではありません	★受付:生活訓練サービスの利用期間に応じた請求ではありません
25	PB57	※受付:福祉専門職員等連携加算のサービス開始年月日が不正です	★受付:福祉専門職員等連携加算を算定する場合、サービス提供年月はサービス開始年月日から90日以内の年月である必要があります
26	PB58	※受付:行動障害支援連携加算のサービス開始年月日が不正です	★受付:行動障害支援連携加算を算定する場合、サービス提供年月はサービス開始年月日から30日以内の年月である必要があります
27	PB77 (PB48)	※受付:送迎加算の算定要件が一致しません	★受付:事業所台帳の「送迎加算の有無」が「有り」のため、送迎加算(Ⅰ)及び送迎加算(Ⅱ)は算定できません
28	PJ64	※受付:有期・有目的期間について開始年月日から90日以内	★受付:有期・有目的(91～181日目)の報酬を算定する場合、サービス提供年月はサービス開始日から91～180日の年月である必要があります
29	PJ65	※受付:有期・有目的期間(90日以内)の算定可能回数を超過	★受付:有期・有目的(最初の90日)の報酬の「回数」の合計がサービス開始年月日より起算した日数を超過しています
30	PJ66	※受付:有期・有目的期間について開始年月日から91日以上経過	★受付:有期・有目的(最初の90日)の報酬を算定する場合、サービス提供年月はサービス開始日から90日目の年月以前である必要があります
31	PJ67	※受付:有期・有目的期間(180日以内)の算定可能回数を超過	★受付:有期・有目的(91日目から181日目)の報酬の「回数」の合計がサービス開始年月日より起算した日数を超過しています
32	PJ68	※受付:有期・有目的期間について開始年月日から181日以上経過	★受付:有期・有目的の報酬を算定する場合、サービス提供年月はサービス開始日から180日目の年月以前である必要があります
33	PJ69	※受付:有期・有目的期間(181日以上)の算定可能回数を超過	★受付:有期・有目的(181日目)の報酬の「回数」の合計がサービス開始年月日より起算して181日目から月末までの日数を超過しています
34	PJ78	※受付:有期・有目的期間について開始年月日から180日以内	★受付:有期・有目的(181日以内)の報酬を算定する場合、サービス提供年月はサービス開始日から181日目の年月以降である必要があります

3. 警告からエラーへの移行について

No	エラーコード	メッセージ(現行)	メッセージ(見直し後)
35	PP10	※支給量:合計算定日数(日)が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:請求明細書の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「合計 算定日数(日)」と一致していません
36	PP13	※支給量:家庭連携加算の回数が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:明細書の家庭連携加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「実績 家庭連携加算(回)(算定回数)」と一致していません
37	PP16	※支給量:実費算定額が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:請求明細書の「実費算定額」が実績記録票の実費算定の合計の「実費合計額(円)」と一致していません
38	PP17	※支給量:地域移行加算が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:請求明細書の地域移行加算の「回数」の合計が実績記録票の地域移行加算の入所中算定・退所後算定の回数と一致していません
39	PP18	※支給量:訪問支援特別加算の回数が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:明細書の訪問支援特別加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「訪問支援特別加算(回)(算定回数)」と一致していません
40	PP22	※支給量:食事提供加算の回数が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:請求明細書の食事提供加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「食事提供加算(回)」と一致していません
41	PP23	※支給量:入院時支援特別加算回数が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:請求明細書の入院時支援特別加算の「回数」の合計が実績記録票の「入院時支援特別加算(回)(算定回数)」と一致していません
42	PP24	※支給量:帰宅時支援加算の回数が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:明細書の帰宅時支援加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「帰宅時支援加算(回)(算定回数)」と一致していません
43	PP25	※支給量:自立生活支援加算の回数が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:請求明細書の自立生活支援加算の「回数」の合計が実績記録票の自立生活支援加算の入居中算定・退居後算定の回数と一致していません
44	PP28	※支給量:初期加算の日数が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:請求明細書の初期加算の「回数」の合計が実績記録票の初期加算の「当月算定日数(日)」と一致していません
45	PP30	※支給量:通所型(回数)が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:請求明細書の自立訓練の通所型の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「通所型(回)」と一致していません
46	PP32	※支給量:入所時特別支援加算日数が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:請求明細書の入所時特別支援加算の「回数」の合計が実績記録票の入所時特別支援加算の「当月算定日数(日)」と一致していません
47	PP34	※支給量:訪問型1時間未満(回数)が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:請求明細書の自立訓練の訪問型(1時間未満)の「回数」の合計が実績記録票の「訪問型 1時間未満(回)」と一致していません
48	PP35	※支給量:訪問型1時間以上(回数)が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:請求明細書の自立訓練の訪問型(1時間以上)の「回数」の合計が実績記録票の「訪問型 1時間以上(回)」と一致していません
49	PP38	※支給量:日中支援加算回数が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:請求明細書の日中支援加算の「回数」の合計が実績記録票の日中支援加算の算定回数と一致していません
50	PP39	※支給量:移動介護分の回数が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:重度訪問介護の移動介護分の回数が実績記録票と請求明細書で一致していません
51	PP41	※支給量:明細書の入院・外泊時加算回数が実績記録票を超過	★支給量:請求明細書の入院・外泊時加算の「回数」の合計が実績記録票の入院・外泊時加算の算定回数と一致していません
52	PP46	※支給量:欠席時対応加算の回数が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:請求明細書の欠席時対応加算の「回数」の合計が実績記録票の欠席時対応加算の算定回数と一致していません

3. 警告からエラーへの移行について

No	エラーコード	メッセージ(現行)	メッセージ(見直し後)
53	PP48	※支給量：合計算定回数計が実績記録票と明細書で不一致	★支給量：請求明細書のサービス提供量が実績記録票の算定回数の合計と一致していません
54	PP51	※支給量：特定障害者特別給付費・給付費請求額の合計が上限額を超過	★支給量：請求明細書の特定障害者特別給付費の「給付費請求額」の合計が助成上限額(10,000円)を超えています
55	PP55	※支給量：集中支援加算の算定要件の回数を満たしていません	★支給量：地域移行集中支援加算を算定する場合、実績記録票の「合計 算定日数(日)」が6日以上であることが必要です
56	PP56	※支給量：退院・退所月加算が実績記録票と明細書で不一致	★支給量：地域移行退院・退所月加算を算定する場合、実績記録票の「退所日(年月日)」の設定が必要ですが「2」以上であることが必要です
57	PP59	※支給量：合計算定日数(日)が正しく設定されていません	★支給量：請求明細書の地域移行の「回数」の合計が「1」以上の場合、実績記録票の「合計 算定日数(日)」は「2」以上であることが必要です
58	PP61	※支給量：授業の終了後に行う場合の回数が実績記録票と明細で不一致	★支給量：請求明細書の授業後に支援を行った場合に算定する報酬の「回数」が実績記録票の授業の終了後に行う場合の算定回数と一致していません
59	PP62	※支給量：休業日に行う場合の回数が実績記録票と明細で不一致	★支給量：請求明細書の休業日に支援を行った場合に算定する報酬の「回数」が実績記録票の休業日に行う場合の算定回数と一致していません
60	PP63	※支給量：移行準備支援体制加算Ⅰの回数が実績記録と明細書で不一致	★支給量：請求明細書の移行準備支援体制加算Ⅰの「回数」の合計が実績記録票の移行準備支援体制加算Ⅰの算定回数と一致していません
61	PP64	※支給量：移行準備支援体制加算Ⅱの回数が実績記録と明細書で不一致	★支給量：請求明細書の移行準備支援体制加算Ⅱの「回数」の合計が実績記録票の移行準備支援体制加算Ⅱの算定回数と一致していません
62	PP65	※支給量：夜間支援等体制加算の回数が実績記録票と明細書で不一致	★支給量：請求明細書の夜間支援等体制加算の「回数」の合計が実績記録票の夜間支援等体制加算の算定回数と一致していません
63	PP68	※支給量：共同生活援助の様式18-1がありません	★支給量：共同生活援助サービス提供実績記録票(様式18-2)に対応した共同生活援助サービス提供実績記録票(様式18-1)がありません
64	PP69	※支給量：受託居宅サービスの提供日が様式18-1にありません	★支給量：受託居宅サービスの提供日と同一日の提供実績が共同生活援助サービス提供実績記録票(様式18-1)にありません
65	PS28	※受付：開始時間が不正または形式に誤りがあります	★受付：実績記録票の「開始時間」の形式が不正です
66	PS33	※受付：終了時間が不正または形式に誤りがあります	★受付：実績記録票の「終了時間」の形式が不正です
67	PS39	※受付：食費の単価が正しく設定されていません	★受付：補足給付関係情報の「補足給付適用の有無」が「有り」の場合、食費の単価の設定が必要です
68	PS40	※受付：光熱水費の単価が正しく設定されていません	★受付：補足給付関係情報の「補足給付適用の有無」が「有り」の場合、光熱水費の単価の設定が必要です
69	PS47	※受付：各小計 食事の小計値が明細合計と一致しません	★受付：実費算定の合計の「各小計 食事(円)」が食費を算定した日の金額を合計した値と一致していません
70	PS48	※受付：各小計 光熱水費の小計値が明細合計と一致しません	★受付：実費算定の合計の「各小計 光熱水費(円)」が光熱水費を算定した日の金額を合計した値と一致していません
71	PS49	※受付：実費合計額(円)の計算値が不正です	★受付：実績記録票の「実費合計額(円)」が「各小計 食事(円)」と「各小計 光熱水費(円)」を合計した値と一致していません

3. 警告からエラーへの移行について

No	エラーコード	メッセージ(現行)	メッセージ(見直し後)
72	PS51	※受付:入所時特別支援加算・当月算定日数(日)が不正です	★受付:実績記録票の入所時特別支援加算の「当月算定日数(日)」と「利用開始日(年月日)」及び「30日目(年月日)」の関係が不正です
73	PS56	※受付:初期加算・30日目(年月日)の日付が不正です	★受付:実績記録票の初期加算の「30日目(年月日)」が「利用開始日(年月日)」から30日目の日付と一致していません
74	PS64	※受付:施設外支援 累計が180日を超えています	★受付:実績記録票の提供実績の合計の「施設外支援 累計(日/180日)」が180日を超えています
75	PS66	※受付:訪問型 1時間未満(回)が明細合計と一致しません	★受付:実績記録票の「訪問型 1時間未満(回)」が「提供形態」が「訪問型」の明細合計と一致していません
76	PS67	※受付:訪問型 1時間以上(回)が明細合計と一致しません	★受付:実績記録票の「訪問型 1時間以上(回)」が「提供形態」が「訪問型」の明細合計と一致していません
77	PS78	※受付:重度包括・短期入所合計日数が明細情報合計と不一致	★受付:実績記録票の重度包括の「短期入所合計日数」がサービス内容が「短期入所」の明細合計と一致していません
78	PS79	※受付:その他サービス合計時間数が明細情報合計と不一致	★受付:「その他サービス合計時間数」がサービス内容が「共同生活介護」、「共同生活援助」、「短期入所」以外の明細合計と一致していません
79	PS83	※受付:重度包括・1日計が重度包括・単位数の集計と不一致です	★受付:実績記録票の重度包括の「1日計」が同一日の重度包括の「単位数」を合計した値と一致していません
80	PS88	※受付:帰宅時支援加算が算定可能回数を超えています	★受付:実績記録票の提供実績の合計の「帰宅時支援加算(回)(算定回数)」が算定可能回数を超えています
81	PS90	※受付:家庭連携加算が算定可能回数を超えています	★受付:実績記録票の提供実績の合計の「実績 家庭連携加算(回)(算定回数)」が算定可能回数を超えています
82	PS94	※受付:初期加算・当月算定日数(日)が不正です	★受付:実績記録票の初期加算の「当月算定日数(日)」と「利用開始日(年月日)」及び「30日目(年月日)」の関係が不正です
83	PS99	※受付:入所時特別支援加算・30日目の日付が不正です	★受付:実績記録票の入所時特別支援加算の「30日目(年月日)」が「利用開始日(年月日)」から30日目の日付と一致していません
84	PT26	※受付:入院時支援特別加算が算定可能回数を超えています	★受付:実績記録票の提供実績の合計の「入院時支援特別加算(回)(算定回数)」が算定可能回数を超えています
85	PT27	※受付:訪問支援特別加算が算定可能回数を超えています	★受付:実績記録票の提供実績の合計の「訪問支援特別加算(回)(算定回数)」が算定可能回数を超えています
86	PT31	※受付:重度包括・適用単価が算定値と一致しません	★受付:実績記録票の重度包括の「適用単価」が既定の単価と一致していません
87	PT38	※受付:入院時支援特別加算なのにサービス提供状況が入院でない	★受付:実績記録票の「サービス提供の状況」が「入院」以外の場合、「入院時支援特別加算(サービス提供回数)」は設定できません
88	PT47	※受付:訪問支援特別加算(算定時間数)の算定が不正です	★受付:実績記録票の訪問支援特別加算について、提供時間数と算定時間数の関係が不正、または欠席時対応加算と同一日に算定されています
89	PT55	※受付:補足給付適用の有無と補足給付額の関係が不適切です	★受付:補足給付関係情報の「補足給付適用の有無」が「有り」の場合、「補足給付額(円/日)」の設定が必要
90	PT61	※受付:家庭連携加算(算定時間数)の算定が不正です	★受付:実績記録票の「家庭連携加算(算定時間数)」と「家庭連携加算(提供時間数)」の関係が不正です

3. 警告からエラーへの移行について

No	エラーコード	メッセージ(現行)	メッセージ(見直し後)
91	PT80	※受付: 欠席時対応加算が算定可能回数を超えています	★受付: 「サービス提供の状況」が「欠席(欠席時対応加算)」の件数が算定可能回数を超えています
92	PU05	※受付: 体験宿泊加算が算定可能回数を超えています	★受付: 体験宿泊加算が算定可能回数を超えています
93	PU08	※受付: 送迎加算 往設定時に提供形態が「通所型」ではありません	★受付: 実績記録票の「送迎加算 往」が設定されている場合、「提供形態」に「通所型」以外は設定できません
94	PU09	※受付: 送迎加算 復設定時に提供形態が「通所型」ではありません	★受付: 実績記録票の「送迎加算 復」が設定されている場合、「提供形態」に「通所型」以外は設定できません
95	PU37	※受付: 重度包括・共同生活援助合計日数が明細情報報告計と不一致	★受付: 重度包括の「共同生活援助合計日数」が明細欄の共同生活援助の提供日を合計した日数と一致していません
96	PU48 (PS30)	※受付: 算定時間数の計算値が不正です	★受付: 「算定時間数」が「開始時間」と「終了時間」から算出した時間数を超過し、かつ最小算定時間を満たしている明細が存在しています
97	PU50 (PT34)	※受付: 派遣人数が2人を超えています	★受付: 同じ「サービス内容」、「日付」及び利用時間帯で「派遣人数」の合計が2人を超えています
98	PU52 (PT34)	※受付: 派遣人数が2人を超えています	★受付: 同じ「日付」及び利用時間帯で「派遣人数」の合計が2人を超えています
99	PU54 (PS30)	※受付: 算定時間数の計算値が不正です	★受付: 「算定時間数」が算定できる最大の時間を超えています
100	PU55 (PS30)	※受付: 算定時間数の計算値が不正です	★受付: 「算定時間数」が算定できる最大の時間となっており、「開始時間」と「終了時間」から算出した時間が算定できる最大の時間未満です
101	PU57 (PT30)	※受付: 算定時間数の計算値が不正です	★受付: 同じ「提供通番」で「移動」が「算定時間数」を超えています
102	PU59 (PS30)	※受付: 算定時間数の計算値が不正です	★受付: 「算定時間数」が「開始時間」と「終了時間」から算出した時間数を超過している明細が存在しています
103	PU98 (PU04)	※受付: 体験利用加算が算定可能回数を超えています	★受付: 体験利用加算 I が算定可能回数を超えています
104	PU99 (PU04)	※受付: 体験利用加算が算定可能回数を超えています	★受付: 体験利用加算 II が算定可能回数を超えています

3. 警告からエラーへの移行について

○ 審査内容の拡充及び制度改正・報酬改定への対応により、新たに追加するエラーコードのうち、移行対象エラーコードは、以下のとおり。

No	エラーコード	メッセージ(※)
1	EF27	★受付:実績記録票に基準該当事業所で算定できない報酬が設定されています
2	EK49	★受付:重度障害者支援加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
3	EK50	★受付:福祉専門職員配置等加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
4	EK51	★受付:視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
5	EK52	★受付:初期加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
6	EK53	★受付:食事提供体制加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
7	EK54	★受付:医療連携体制加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
8	EK55	★受付:人員配置体制加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
9	EK56	★受付:常勤看護職員等配置加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
10	EK57	★受付:リハビリテーション加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
11	EK58	★受付:延長支援加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
12	EK59	★受付:夜勤職員配置体制加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
13	EK60	★受付:夜間看護体制加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
14	EK61	★受付:入所時特別支援加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
15	EK62	★受付:地域生活移行個別支援特別加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
16	EK63	★受付:栄養マネジメント加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
17	EK64	★受付:夜間支援等体制加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
18	EK65	★受付:日中支援加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています

※「エラー」へ移行した後は、文頭の「★」を除いたメッセージとなる(次ページ以降も同様の整理)

3. 警告からエラーへの移行について

No	エラーコード	メッセージ(※)
19	EK66	★受付:通勤者生活支援加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
20	EK67	★受付:地域移行支援体制強化加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
21	EK68	★受付:看護職員配置加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
22	EK69	★受付:短期滞在加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
23	EK70	★受付:就労支援関係研修了加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
24	EK71	★受付:就労定着支援体制加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
25	EK72	★受付:移行準備支援体制加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
26	EK73	★受付:重度者支援体制加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
27	EK74	★受付:就労移行支援体制加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
28	EK75	★受付:施設外就労加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
29	EK77	★受付:目標工賃達成指導員配置加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
30	EK78	★受付:短期利用加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
31	EK79	★受付:単独型加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
32	EK80	★受付:単独型加算(長時間)の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
33	EK81	★受付:栄養士配置加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
34	EK82	★受付:特別重度支援加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
35	EK83	★受付:緊急短期入所体制確保加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
36	EK84	★受付:緊急短期入所受入加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
37	EK85	★受付:初回加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
38	EK86	★受付:集中支援加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
39	EK87	★受付:退院・退所月加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
40	EK88	★受付:送迎加算(重度)の「回数」の合計が送迎加算の「回数」の合計を超えています

3. 警告からエラーへの移行について

No	エラーコード	メッセージ(※)
41	EK89	★受付：重度障害者支援加算(Ⅰ)(一定の条件を満たす場合)の「回数」の合計が重度障害者支援加算(Ⅰ)の「回数」の合計を超えています
42	EK90	★受付：重度障害者支援加算(支援有り)の「回数」の合計が重度障害者支援加算(体制有り)の「回数」の合計を超えています
43	EK91	★受付：重度障害者支援加算(90日以内)の「回数」の合計が重度障害者支援加算(支援有り)の「回数」の合計を超えています
44	EK92	★受付：地域生活移行個別支援特別加算(Ⅱ)の「回数」の合計が地域生活移行個別支援特別加算(Ⅰ)の「回数」の合計を超えています
45	EK93	★受付：重度障害者支援加算(一定の条件を満たす場合)の「回数」の合計が重度障害者支援加算の「回数」の合計を超えています
46	EK94	★受付：単独型加算(一定の条件を満たす場合)の「回数」の合計が単独型加算の「回数」の合計を超えています
47	EK96	★受付：食事提供加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
48	EK97	★受付：人工内耳装用児支援加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
49	EK98	★受付：児童指導員等加配加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
50	EK99	★受付：特別支援加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
51	EQ01	★受付：保育職員加配加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
52	EQ02	★受付：職業指導員加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
53	EQ03	★受付：重度障害児支援加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
54	EQ04	★受付：重度重聴障害児加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
55	EQ05	★受付：強度行動障害児特別支援加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
56	EQ06	★受付：幼児加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
57	EQ07	★受付：心理担当職員配置加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
58	EQ08	★受付：看護職員配置加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
59	EQ09	★受付：自活訓練加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
60	EQ10	★受付：小規模グループケア加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
61	EQ11	★受付：乳幼児加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
62	EQ12	★受付：重度障害児支援加算(強度行動障害)の「回数」の合計が重度障害児支援加算の「回数」の合計を超えています

3. 警告からエラーへの移行について

No	エラーコード	メッセージ(※)
63	EQ13	★受付：強度行動障害児特別支援加算(90日以内)の「回数」の合計が強度行動障害児特別支援加算の「回数」の合計を超えています
64	EL86	★受付：実績記録票の「通所施設移行支援加算・算定日(年月日)」の年月が「サービス提供年月」と一致していません
65	PB74	★受付：事業所台帳の「指定／基準該当事業所区分」が「基準該当事業所」のため、算定できません
66	PB75	★受付：事業所台帳の「指定／基準該当事業所区分」が「指定事業所」のため、算定できません
67	PB76	★受付：精神障害者退院支援施設加算の「回数」の合計が当該月の日数を超えています
68	PJ89	★受付：障害児施設台帳の「指定／基準該当事業所区分」が「指定事業所」のため、算定できません
69	PJ90	★受付：障害児施設台帳の「指定／基準該当事業所区分」が「基準該当事業所」のため、算定できません
70	PK10	★受付：有期有目的(最初の60日)の報酬を算定する場合、サービス提供年月はサービス開始から60日目の年月以前である必要があります
71	PK11	★受付：有期有目的(最初の60日)の報酬の「回数」の合計がサービス開始年月日より起算した日数を超えています
72	PK12	★受付：有期有目的(61～90日目)の報酬を算定する場合、サービス提供年月はサービス開始から61～90日の年月である必要があります
73	PK13	★受付：有期有目的(61日目から90日目)の報酬の「回数」の合計がサービス開始年月日より起算した日数を超えています
74	PP91	★支給量：生活介護サービスにおける請求明細書の基本報酬の「回数」の合計が実績記録票の明細の合計を超えています
75	PP92	★支給量：就労移行支援サービスにおける請求明細書の基本報酬の「回数」の合計が実績記録票の明細の合計を超えています
76	PP93	★支給量：就労継続支援サービスにおける請求明細書の基本報酬の「回数」の合計が実績記録票の明細の合計を超えています
77	PQ22	★支給量：児童発達支援サービスにおける請求明細書の基本報酬の「回数」の合計が実績記録票の明細の合計を超えています
78	PQ23	★支給量：医療型児童発達支援サービスにおける請求明細書の基本報酬の「回数」の合計が実績記録票の明細の合計を超えています
79	PQ24	★支給量：放課後等デイサービスにおける請求明細書の基本報酬の「回数」の合計が実績記録票の明細の合計を超えています
80	PQ25	★支給量：保育所等訪問支援サービスにおける請求明細書の基本報酬の「回数」の合計が実績記録票の明細の合計を超えています

市町村返戻一覧表

※受給者証の通りに請求して返戻になった場合は、担当区役所にお問い合わせください。
 ※この一覧表は、すべての警告コードについて記載しているわけではありません。

コード	内部コード	対 処	電子請求受付システムの画面
EE26		請求サービス報酬に該当する事業所との契約情報が存在していません	基本情報
EG26		▲資格：請求情報の利用者負担上限月額が受給者台帳の「利用者負担上限月額」と一致していません	基本情報
EG28		※資格：請求明細書の「契約支給量」が受給者台帳の「決定支給量」を超えています	基本情報
EN09		※資格：請求明細書のサービス提供量が「契約支給量」を超えています	基本情報
PP40		※支給量：請求明細書のサービス提供量が「契約支給量」を超えています	基本情報
EG29		※資格：上限額管理対象外受給者の請求明細書において上限額管理事業所の「管理結果」に値が設定されていません	請求明細書
EJ28		※資格：請求明細書の「契約支給量」が受給者台帳の「決定支給量」を超えています	上限額管理結果票
EJ98		※受付：請求明細書の「管理結果」が「1」の場合、「管理結果額」が「利用者負担上限月額①」未満の請求はできません	請求明細書
EN02		※資格：受給者台帳の上限額管理情報の「上限額管理有無」が「無し」の場合、請求明細書の上限額管理事業所の「管理結果額」は設定できません	請求明細書
PP01		※支給量：上限額管理結果が上限額管理結果票と明細書で不一致	請求明細書
PP02		※支給量：利用者負担額が上限額管理結果票と明細書で不一致	上限額管理結果票 請求明細書
PP08		支給量：上限額管理結果票に存在しない事業所の請求明細書があります（エラー）	上限額管理結果票
PP09		※支給量：総費用額が上限額管理結果票と明細書で不一致 ※支給量：総費用額が上限額管理結果票と明細書で不一致	上限額管理結果票 請求明細書
PP12		※支給量：管理結果利用者負担が管理結果票と明細書で不一致	上限額管理結果票 請求明細書
PP20		※支給量：明細書に該当する上限額管理結果票が届いていません	上限額管理結果票
PA40		※資格：受給者台帳の上限額管理情報の登録内容に該当する利用者負担上限額管理加算の請求ではない、または請求明細書の「管理結果」が不正です	基本情報
EG27		※資格：請求明細書のサービス提供量が受給者台帳の「決定支給量」を超えています	請求明細書
EG38		※資格：実績記録票のサービス実績量が受給者台帳の「決定支給量」を超えています 決定支給量を超えています	実績記録票
EG40		※資格：実績記録票の「算定時間数」が受給者台帳の「1回当たりの最大提供量」を超えています	請求明細書・実績

市町村返戻一覧表

※受給者証の通りに請求して返戻になった場合は、担当区役所にお問い合わせください。
 ※この一覧表は、すべての警告コードについて記載しているわけではありません。

コード	内部コード	対 処	電子請求受付システムの画面
EG87		障害支援区分が受給者台帳の「障害支援区分」と一致していません	障害支援区分を受給者証で確認し、請求明細のサービスコードを修正する 基本情報
EJ29		★受付：日数情報の「サービス開始日等・利用日数」が請求額集計欄の「サービス利用日数」の合計を超えています	実績記録票の算定日数＜請求明細の利用日数 正しく修正する 請求明細書
EL08		※資格：請求明細書のサービス開始日等の「利用日数」が受給者台帳の「決定支給量」を超えています	決定支給量を受給者証で確認し、請求明細の利用日数を修正する (実績記録票とも一致させること) 請求明細書
EL09		★受付：相談支援給付費請求書の「モニタリング日」が「サービス提供年月」と一致していません	モニタリング日の年月とサービス提供年月は一致させること。(計画作成の段階では、請求できない。) 請求明細書
PA41		※資格：受給者台帳に提供年月時点で有効な食事提供体制加算情報が登録されていない、または「食事提供体制加算対象者有無」が「無し」です	受給者証で食事提供体制加算が有効期間内であるかを確認し、実績記録票を修正する 基本情報
PA56		※資格：受給者台帳の「旧法障害程度区分」の登録内容に該当する請求ではありません	受給者証で旧法障害程度区分を確認し、区分に応じたサービスコードに請求明細を修正する 基本情報
PA72		▲受付：初回加算を算定する場合、サービス開始年月日の年月がサービス提供年月と同月であることが必要です	居宅系サービスの提供が2ヶ月間空いていないときは算定できない。サービスコードを請求明細から削除する 請求明細書
PB12		※受付：事業所台帳の「特定事業所加算区分」の登録内容に該当する喀痰吸引等支援体制加算の請求ではありません	算定要件を満たしていないか、特定事業所加算と同時に請求した。請求明細からサービスコードを削除する 請求明細書
PB35		※資格：受給者台帳の「障害支援区分」の登録内容に該当する請求ではありません	受給者証で障害支援区分を確認し、区分に応じたサービスコードに請求明細を修正する 基本情報
PP03		※支給量：請求明細書のサービス提供量が実績記録票の算定時間数の合計と一致していません	実績記録票と明細書の時間数を一致させる。 実績記録票・請求明細書
PP04		※支給量：請求明細書のサービス提供量の合計及び「契約支給量」の合計が受給者台帳の「決定支給量」を超えています	請求明細書
PP05		※支給量：請求明細書のサービス提供量の合計が受給者台帳の「決定支給量」を超えており、かつサービス提供量が「契約支給量」を超えています	請求明細書
PP06		※支給量：請求明細書のサービス提供量の合計が受給者台帳の「決定支給量」を超えており、かつサービス提供量は「契約支給量」を超えていません	請求明細書
PP15		※支給量：明細書のサービスに該当する実績記録票がありません	実績記録票
PP22		★支給量：請求明細書の食事提供加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「食事提供加算(回)」と一致していません	実績記録票・請求明細書
PP57		※支給量：請求明細書の緊急時支援の「回数」の合計が実績記録票の緊急時支援の算定回数の合計と一致していません	実績記録票・請求明細書
PU49		※受付：同じ「提供通番」及び「日付」で「算定時間数」が「開始時間」と「終了時間」から算出した時間数を満たしていない明細が存在しています	実績記録票・請求明細書
PU62		※受付：同じ「提供通番」で「開始時間」が同じ明細が存在しています	実績記録票・請求明細書
PU60		※受付：「算定時間数」が「開始時間」と「終了時間」から算出した時間数を満たしていない明細が存在しています	実績記録票・請求明細書
PU96		※受付：同じ「日付」で最初の1時間の「算定時間数」が1時間と一致していません	実績記録票・請求明細書
PQ20		▲支給量：請求明細書の「決定利用者負担額」を合計した値が受給者台帳の「利用者負担上限月額」を超えています	請求明細書

2 平成 30 年度の指導方針について

(1) 集団指導

必要な指導内容に応じ、指導対象となる障がい福祉サービス事業者等に一定の場所に集まっ
ていただき、講習の方法により行います。

① 開催時期

基本は、年 1 回で、6 月～7 月に行う。大幅な制度改正、報酬改定等がある場合には、別途
臨時で開催する場合があります。

② 対象事業所

基本は、すべての障がい福祉サービス事業所及び特定相談支援事業所。地域生活支援事業の
うち、移動支援、日中一時支援の事業所についても対象としています。
臨時開催分については、内容により選定します。

③ 通知方法

全事業所に対し、電子メールで開催通知を送付し、ホームページに開催のお知らせを掲載し
ます。

(2) 実地指導（在宅系サービス・短期入所・特定相談支援事業所分）

指定基準、報酬告示が遵守されているかを「自己点検表」に基づいて関係書類を閲覧し、管
理者等の関係者と面談して、実地にて指導します。

① 対象事業所

事業開始後実地指導を行っていない事業所、その他、実地指導を行うことが適当と認められ
る事業所を選定して、実施します。

② 指導通知

事前に、実地指導の根拠規定、実施日、場所、指導担当者、準備すべき書面等を記載した実
施通知を交付します。概ね 2 週間前には通知する予定ですが、抜き打ちの実地指導等を行う
場合は、事前通告なしに、当日、指導開始前に交付する場合があります。

③ 指導結果の通知

当日口頭で改善を指摘し、後日文書により指導結果を通知します。

④ 改善報告書の提出

文書により改善を指摘した場合は、指導結果通知後 30 日以内に、改善報告書の提出を求め
ます。なお、給付費の算定誤りにより過誤申立てを指導した場合は、介護給付費等に関する
請求誤り結果報告書と過誤申立書も合わせて提出してください。

(4) 平成 29 年度実地指導（在宅系サービス、短期入所、特定相談支援事業所分）

① 事業所数及び事業数

在宅系障がい福祉サービス事業所 50 事業所（事業数：障害福祉 125 移動支援 41）

短期入所事業所 17 事業所（事業数：短期入所 17 ）

特定相談支援事業所 21 事業所（事業数：計画相談支援 21 ）

② 指摘数

・在宅系障がい福祉サービス事業所

文書指摘延べ 64 件，口頭指摘延べ 49 件

・短期入所事業所

文書指摘延べ 7 件，口頭指摘延べ 19 件

・特定相談支援事業所

文書指摘延べ 21 件，口頭指摘延べ 56 件

③ 指摘が多かった項目及び具体例

・在宅系サービス事業所関係

ア 従業者の員数

常勤換算 2.5 を満たしていない事例。

管理者兼サービス提供責任者が，他施設（以下②に該当せず）の施設長を兼務し，専従が困難な状況になる事例。

イ 管理者について

育児休業中のため H30.3.31 まで不在が明らかであるのに管理者不在を放置していた事例。

ウ 心身の状況等の把握

アセスメントに係る記録が作成されていない事例。

エ サービスの提供の記録

・サービス提供実績記録票はサービス提供の都度記載しておらず，実態と記録が乖離していると推定される事例。

・同行援護，通院介助等の記録が，時系列に記載されておらず，目的地，移動経過，移動手段，控除時間等が確認でない事例。

オ 介護（訓練等）給付費等の額に係る通知等

・代理受領通知を交付していない。

カ 居宅介護計画の作成

・居宅介護計画の未作成のまま，サービス提供を行っている事例。

- ・サービス等利用計画を取り寄せないまま、作成されている個別支援計画。
- ・長期間にわたり、居宅介護計画の見直しが行われていない事例。
- ・居宅介護計画の内容が、支給決定の内容にあっていない事例。

キ 変更届

- ・管理者、サービス提供責任者、運営規程等の変更について、変更届が未届の事例。

ク 給付費算定

- ・特定事業所加算

実体と異なる勤務形態一覧表により届出を行っていた

人材要件、重度障害者対応要件について、変更があったにもかかわらず届出がなされていなかった

- ・福祉・介護職員処遇改善加算

福祉・介護職員処遇改善加算等の平成28年度の実績報告書における賃金改善額が、介護保険と障がい福祉サービス分の加算額の合計を超えていなかった

平成28年度の賃金改善額の算定をする際に、加算を算定する前の賃金水準からの改善額を算定せず、加算算定前の賃金水準を切り下げて算定されていた

- ・初回加算

サービス提供責任者の同行がないにもかかわらず、初回加算を算定している

ケ 移動支援

- ・移動支援の実施記録について、時系列に記載されておらず、目的地、移動経過、移動手段、控除時間等が確認できない事例。
- ・移動支援の個別支援計画を作成していない事例。
- ・特例が認められていないケースについて家族の運転する車での移動支援を行った。
- ・目的地での活動時間を控除していない事例

・短期入所事業所関係

ア 定員の遵守

- ・短期入所において、1日の利用定員が守れていない事例。

イ 給付費算定

- ・日中活動系サービスを利用している短期入所について、福祉型短期入所サービス費（Ⅱ）で算定すべきところ福祉型短期入所サービス費（Ⅰ）を算定している事例。
- ・短期利用加算を30日を超えて算定していた事例

・ 特定相談支援事業所関係

ア 変更届

専従の管理者，相談支援専門員が入所施設の管理者，従業者と兼務となったのに届出がない事例。

イ 従業者

相談支援専門員が兼務している事業所の利用者についてモニタリングを実施している事例。

ウ 計画相談支援費

- ・モニタリングは，利用者の居宅，精神科病院又は障害者支援施設等での面接が行われていない場合は請求要件を満たさないが，モニタリングの面接を通所先等で行っている事例
- ・モニタリングの結果、サービス内容の変更を行った際、サービス利用支援費と継続サービス利用支援費の両方を請求している事例
- ・サービス等利用計画の作成が不要な月に，サービス等利用計画を作成し，サービス利用支援費を請求していた事例
- ・モニタリング月でない月に行ったモニタリングについて，継続サービス利用支援費を請求している事例。

(5) 平成 30 年度実地指導について (在宅系サービス, 短期入所, 特定相談支援事業所分)

① 計画数

- ・在宅系サービス事業所： 60 事業所程度予定
- ・短期入所事業所： 検討中
- ・特定相談支援事業所： 検討中

② 重点項目

・在宅系サービス事業所

昨年度の実地指導の結果、文書により指導を行った項目を重点項目とします。

また、管理者及びサービス提供責任者が直接処遇に追われ十分に機能していない事例が目につくことから、管理者及びサービス提供責任者の責務が果たされているかの観点から、確認を行うこととします。

・短期入所事業所

昨年度の実地指導の結果、文書により指導を行った項目を重点項目とします。

・特定相談支援事業所

昨年度の実地指導の結果、文書により指導を行った項目を重点項目とします。

実地指導時は、日ごろから適切に書類等を作成・保管していれば対応できるものです。事務の間違いや不正を未然に防ぐためにも、書類等の作成・保管は適切に行ってください。

実地指導時に確認する「自己点検票」についても、実施指導の有無にかかわらず、年1回は作成し、指定基準や報酬算定の確認に活用してください。

なお、30年度は制度改正と報酬改定が行われたため、近日中に自己点検票も改定する予定です。

▲自己点検票は、下記のホームページに掲載

http://www.city.fukuoka.lg.jp/hofuku/zaitakushien/health/syougaijiritusienhou/index_2_2_2_2_2.html#7

福岡市ホーム > の中の健康・医療・福祉 > の中の福祉・障がい者 > の中の福祉事業者に関すること > の中の事業者向けの情報（障がい福祉サービス、地域生活支援事業等） > から6 指導・研修資料集

3 指定障がい福祉サービス事業所の不正に対する処分について

(1) 処分等の内容

平成 29 年度の事業者等説明会後は、福岡市内の 1 つの事業所について、指定障がい福祉サービス事業者等の不正に対する処分を行っておりますので、概要を説明します。

【事例 1】

1 つの同行援護事業所において、

○当該事業所のヘルパーが、平成 25 年 1 月から平成 28 年 9 月にわたって、利用者 A に対して提供した同行援護サービスのうち、契約時間数の上限を超えた分について、利用者 A の知人で同事業所の別の利用者 B に対して同サービス等を提供したよう虚偽の記録を作成し、サービス報酬を請求・受領した。

というものであり、同行援護事業の指定の全部の効力の停止（1 ヶ月）処分を行い、不正請求額約 102 万円（加算金なし）の返還請求を行いました。

上記のように、今回の処分事案は、事業所の従業者と利用者の間で発生した不正であり、管理者等が主導して行ったものではありませんが、行政処分及び返還請求の対象となるのは、事業者です。今回は、管理者やサービス提供責任者の責務が十分に果たされていなかったと判断し、事業所において、従業員への指導及びサービス提供の実態を管理者が正確に把握するための措置を講ずるよう勧告を行いました。

事業所において、管理者、サービス提供責任者、サービス管理責任者の責務が果たされているか、再度ご確認ください。

実地指導等において、虚偽の報告やごまかしが疑われる場合は、障害者総合支援法第 48 条に基づく監査に切り替えて対処します。監査の場での虚偽報告等は、不正の事実の軽重にかかわらず、重い処分につながります。

また、不正請求額については、障害者総合支援法第 8 条第 2 項に基づき、サービスの「全額分」について返還請求を行います。返還対象額に「40%の加算金」を上乗せして返還請求を行うこともありますので、不正請求額以上の金額が返還金となる場合があります。（当該返還請求金については、地方自治法において「地方税の滞納処分の例により処分することができる。」とされており、裁判等を経ずに強制手段を以て回収できることとされております。）

なお、不正事案ではありませんが、実地指導において不適切な介護給付費の請求等について数多くの文書指摘を行い、過誤申立てにより返還させております。

毎年、不正事案が後を絶たない状況です。今一度、関係法令及び本市の事業者説明会資料等を確認し、適正な事業実施に努めてください。

(2) 具体的な処分事例

参考資料として、記者発表時の資料を掲載しています。

平成 29 年 9 月 7 日

保健福祉局障がい者部
障がい者在宅支援課

市政記者各位

指定障がい福祉サービス事業所における不正事案に対する処分について

下記法人が運営する障がい児・者を対象とした福祉サービス事業所において不正事案があり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）の規定に基づき、下記のとおり当該事業者における同行援護(※)事業の指定停止処分を行いましたのでお知らせします。

※ 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の当該障がい者等が外出する際の必要な援助を行う。（障害者総合支援法第5条第4項）

記

1 事業者の概要

事業者（法人）名	有限会社ニコニコガイドサービス
対象事業所名	ニコニコガイドサービス
対象事業所の所在地	福岡市城南区堤1丁目10-21-202
サービスの種類	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、移動支援

2 不正事案の概要

当該事業所のヘルパーが、平成25年1月から平成28年9月にわたって、利用者Aに対して提供した同行援護サービスのうち、契約時間数の上限を超えた分について、利用者Aの知人で同事業所の別の利用者Bに対して同サービス等を提供したよう虚偽の記録を作成し、サービス報酬を請求・受領した。

なお、本件は、利用者とヘルパーの間で行われた不正であり、事業者は事実が発覚するまで把握していなかったもの。

3 不正対象期間・金額等

- (1) 対象期間：平成25年1月から平成28年9月まで
- (2) 対象金額：1,019,098円
- (3) 対応：上記金額については、すみやかに返還させる。

4 処分の内容等

- (1) 内 容：同行援護事業の指定の全部の効力の停止（1ヵ月）
- (2) 停止期間：平成29年11月1日から平成29年11月30日まで

5 これまでの経緯

平成27年4月	今回の事案とは別の不正請求により同行援護事業の指定停止処分実施。
平成28年9月 (事案発覚)	利用者Bから、利用者Aへのサービスが利用者Bのサービス提供分として請求されているとの通報あり。
平成28年11月 ～平成29年3月	事業者に対する監査を実施
平成29年4月	事業者からの顛末書受理
平成29年5月～7月	不正の詳細の確認及び返還金額の積算
平成29年8月	行政手続法に基づく聴聞（弁明の機会の付与）を実施
平成29年9月	事業者に対し、指定停止通知書を交付

6 再発防止策

- (1) 事業所において、従業員への指導及びサービス提供の実態を管理者が正確に把握するための措置を徹底させる。
- (2) 指定停止処分終了後、改善状況の確認のため、実地指導を行う。

7 その他

当該事業所に対しては、平成27年度にも利用者とヘルパーの間で行われた不正が原因で1か月の同行援護事業の指定停止処分を行っていることから、今回は、指定停止処分と合わせて、障害者総合支援法第49条第1項に基づき、事業所運営に係る改善計画書の提出を勧告している。

(3) 障害者総合支援法に基づく行政処分について

障害者総合支援法第 50 条（指定障害福祉サービス事業者）、第 51 条の 29 第 2 項（特定相談支援事業者）において、事業者指定の取消し、指定の全部若しくは一部の効力の停止について規定されています。

同条で示されている処分事由の主なものは、

○指定障害福祉サービス事業者が、当該指定に係るサービス事業所の従業員の知識若しくは技能又は人員について、第四十三条第一項の都道府県の条例で定める基準を満たすことができなくなったとき。

○指定障害福祉サービス事業者が、第四十三条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定障害福祉サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。

○介護給付費若しくは訓練等給付費又は療養介護医療費の請求に関し不正があったとき。

○指定障害福祉サービス事業者が、第四十八条第一項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

となっています。

実地指導等は犯罪捜査のために行うものではありませんが、請求の不正等で悪質なものについては、指定の取消し等の行政処分だけでなく、結果として刑法の詐欺罪としての刑事告訴もあり得ます。

また、虚偽の報告等についても、障害者総合支援法第 111 条、第 112 条に罰金刑の規定があり、刑事罰が科されることがあります。

次ページ以降の障害者総合支援法関係条文を参照の上、適正なサービス提供に努めてください。

(4) 関係法令（指定・処分等関係部分）

○障害者総合支援法

(不正利得の徴収)

第八条 市町村（政令で定める医療に係る自立支援医療費の支給に関しては、都道府県とする。以下「市町村等」という。）は、偽りその他不正の手段により自立支援給付を受けた者がいるときは、その者から、その自立支援給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 市町村等は、第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等、第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者、第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者又は第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関（以下この項において「事業者等」という。）が、偽りその他不正の行為により介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、自立支援医療費又は療養介護医療費の支給を受けたときは、当該事業者等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。

3 前二項の規定による徴収金は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

(報告等)

第十条 市町村等は、自立支援給付に関して必要があると認めるときは、当該自立支援給付に係る障害福祉サービス、相談支援、自立支援医療、療養介護医療若しくは補装具の販売若しくは修理（以下「自立支援給付対象サービス等」という。）を行う者若しくはこれらを使用する者若しくはこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該自立支援給付対象サービス等の事業を行う事業所若しくは施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 (略)

(指定障害福祉サービス事業者の指定)

第三十六条 第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、障害福祉サービス事業を行う者の申請により、障害福祉サービスの種類及び障害福祉サービス事業を行う事業所（以下この款において「サービス事業所」という。）ごとに行

う。

2 (略)

3 都道府県知事は、第一項の申請があった場合において、次の各号（療養介護に係る指定の申請にあっては、第七号を除く。）のいずれかに該当するときは、指定障害福祉サービス事業者の指定をしてはならない。

一 申請者が都道府県の条例で定める者でないとき。

二 当該申請に係るサービス事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第四十三条第一項の都道府県の条例で定める基準を満たしていないとき。

三 申請者が、第四十三条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な障害福祉サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。

四 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五の二 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

六 申請者が、第五十条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第五十一条の二十九第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員又はそのサービス事業所を管理する者その他の政令で定める使用人（以下「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該者の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害福祉サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害福祉サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないことと

することが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

七 申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下この号において同じ。）の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの（以下この号において「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるものうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。）が、第五十条第一項又は第五十一条の二十九第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害福祉サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害福祉サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

八 申請者が、第五十条第一項又は第五十一条の二十九第一項若しくは第二項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第四十六条第二項又は第五十一条の二十五第二項若しくは第四項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

九 申請者が、第四十八条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は第五十一条の二十七第一項若しくは第二項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第五十条第一項又は第五十一条の二十九第一項若しくは第二項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第四十六条第二項又は第五十一条の二十五第二項若しくは第四項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経

過しないものであるとき。

十 第八号に規定する期間内に第四十六条第二項又は第五十一条の二十五第二項若しくは第四項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

十一 申請者が、指定の申請前五年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

十二 申請者が、法人で、その役員等のうちに第四号から第六号まで又は第八号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十三 申請者が、法人でない者で、その管理者が第四号から第六号まで又は第八号から第十一号までのいずれかに該当する者であるとき。

4 都道府県が前項第一号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。

5（略）

（指定障害者支援施設の指定）

第三十八条 第二十九条第一項の指定障害者支援施設の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、障害者支援施設の設置者の申請により、施設障害福祉サービスの種類及び当該障害者支援施設の入所定員を定めて、行う。

2（略）

3 第三十六条第三項及び第四項の規定は、第二十九条第一項の指定障害者支援施設の指定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（指定の更新）

第四十一条 第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定は、六年ごとにそれらの更新を受けなければ、その期間の経過によって、それらの効力を失う。

2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日から起算して五年を超えない範囲内において、政令で定める。

効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

- 4 第三十六条及び第三十八条の規定は、第一項の指定の更新について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(指定障害福祉サービスの事業の基準)

第四十三条 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定に係るサービス事業所ごとに、都道府県の条例で定める基準に従い、当該指定障害福祉サービスに従事する従業者を有しなければならない。

- 2 指定障害福祉サービス事業者は、都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従い、指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

- 3 都道府県が前二項の条例を定めるに当たっては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 指定障害福祉サービスに従事する従業者及びその員数

二 指定障害福祉サービスの事業に係る居室及び病室の床面積

三 指定障害福祉サービスの事業の運営に関する事項であって、障害者又は障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保、障害者等の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

四 指定障害福祉サービスの事業に係る利用定員

- 4 指定障害福祉サービス事業者は、第四十六条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定障害福祉サービスを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害福祉サービスが継続的に提供されるよう、他の指定障害福祉サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(指定障害者支援施設等の基準)

第四十四条 指定障害者支援施設等の設置者は、都道府県の条例で定める基準に従い、施設障害福祉サービスに従事する従業者を有しなければならない。

- 2 指定障害者支援施設等の設置者は、都道府県の条例で定める指定障害者支援施設等の設備及

び運営に関する基準に従い、施設障害福祉サービスを提供しなければならない。

- 3 都道府県が前二項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。
 - 一 施設障害福祉サービスに従事する従業者及びその員数
 - 二 指定障害者支援施設等に係る居室の床面積
 - 三 指定障害者支援施設等の運営に関する事項であって、障害者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの
- 4 指定障害者支援施設の設置者は、第四十七条の規定による指定の辞退をするときは、同条に規定する予告期間の開始日の前日に当該施設障害福祉サービスを受けていた者であって、当該指定の辞退の日以後においても引き続き当該施設障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な施設障害福祉サービスが継続的に提供されるよう、他の指定障害者支援施設等の設置者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(報告等)

第四十八条 都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者（以下この項において「指定障害福祉サービス事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定障害福祉サービス事業者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定障害福祉サービス事業者の当該指定に係るサービス事業所、事務所その他当該指定障害福祉サービスの事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 第九条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。
- 3 前二項の規定は、指定障害者支援施設等の設置者について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(指定の取消し等)

第五十条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定障害福祉サービス事業者に係る第二十九条第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- 一 指定障害福祉サービス事業者が、第三十六条第三項第四号、第五号、第十二号又は第十三号のいずれかに該当するに至ったとき。
- 二 指定障害福祉サービス事業者が、第四十二条第三項の規定に違反したと認められるとき。
- 三 指定障害福祉サービス事業者が、当該指定に係るサービス事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第四十三条第一項の都道府県の条例で定める基準を満たすことができなくなったとき。
- 四 指定障害福祉サービス事業者が、第四十三条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定障害福祉サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。
- 五 介護給付費若しくは訓練等給付費又は療養介護医療費の請求に関し不正があったとき。
- 六 指定障害福祉サービス事業者が、第四十八条第一項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 七 指定障害福祉サービス事業者又は当該指定に係るサービス事業所の従業者が、第四十八条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係るサービス事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定障害福祉サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- 八 指定障害福祉サービス事業者が、不正の手段により第二十九条第一項の指定を受けたとき。
- 九 前各号に掲げる場合のほか、指定障害福祉サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- 十 前各号に掲げる場合のほか、指定障害福祉サービス事業者が、障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- 十一 指定障害福祉サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

十二 指定障害福祉サービス事業者が法人でない場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

2 市町村は、自立支援給付に係る指定障害福祉サービスを行った指定障害福祉サービス事業者について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係るサービス事業所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

3 前二項の規定は、指定障害者支援施設について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

第百十一条 第四十八条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第五十一条の三第一項、第五十一条の二十七第一項若しくは第二項若しくは第五十一条の三十二第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第百十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

○刑法

（詐欺）

第二百四十六条 人を欺いて財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。

2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。